

「武力に勝る対話の力で平和を守ろう」

熊本市街地で集会・デモ行進

—8.15 敗戦の日を考える行動報告



敗戦から81年を迎えた2026年8月15日、

熊本市内中心部(辛島公園・桜町周辺)にて「8.15敗戦の日を考える行動」が開催されました。超党派の政党代表者や市民団体、平和運動団体が集結し、憲法改悪反対や基地強化・長射程ミサイル配備反対、平和への決意を強く訴えました。集会後は市街地での街宣・デモ行進が行われ、市民へ広範な対話と連帯を呼びかけました。

■ 集会進行・各界からの決意表明と報告

主催者挨拶：河瀬 和典 氏(憲法改悪を許さない!くまもとネットワーク共同代表)

「81年前の焦土から再出発した平和の誓いを今一度かみしめ、戦争準備ではなく対話による平和構築を市民とともに強く進めていきましょう」と集会開会の挨拶を行いました。

情勢報告：山下 雅彦 氏(ストップ!長射程ミサイル・県民の会代表)

陸上自衛隊健軍駐屯地への長射程ミサイル配備や山都町大矢野原演習場での日米合同訓練の常態化など、身近で進む軍事化の現状を報告。「地域住民への説明なき配備強行を許さず、平和な熊本を守ろう」と訴え

立憲民主党：西 聖一 氏(熊本県総支部連合会代表・県議)

「平和憲法を守り抜く市民の血を這うような取り組みこそが81年の平和を支えてきました。戦争をしない・平和を守る共生社会の実現に向け、強く連帯してまいります。

日本共産党：東 なつみ 氏(熊本県委員会副委員長)

災害被災地への支援不足と大軍拡予算の矛盾を指摘。「トマホーク購入ではなく避難所へのエアコン設置を。対話と信頼の外交こそが希望です」と訴えました。

新社会党 栗原 隆 氏(熊本県本部書記長)

世論調査を引き「核兵器禁止条約加盟を願う国民が多数派。市民の賢い選択と平和への思いを信じ、共に歩みましょう」と語りました。



緊急報告:三澤氏(くまもと九条の会事務局長)/平野みどり氏(憲法改悪を許さない!くまもとネットワーク共同代表)

草の根の対話を広げる新チラシの活用提案(三澤氏)や、熊本地震被災障害者支援センターの発足と「平和でなければ福祉も守れない」という強いメッセージ(平野氏)が共有されました

■集会アピール採択と街頭デモ行進
【集会アピール要旨】(提案者:水谷博子氏/くまもと地区平和運動センター副議長)

敗戦による焦土の中から生まれた平和憲法の理念を再確認し、平和・人権・民主主義を守り抜く決意を提示。健軍駐屯地への長射程ミサイル配備、安保3文書見直しや大軍拡路線に反対し、「武力に勝る対話の力で平和を守ろう」と満場一致で採択されました。集会後は「ガンバロー三唱」で結束を強め、賑わう市街地へデモ行進に出発しました。



敗戦から81年——ポツダム宣言と降伏文書が示した戦後日本の原点
社会民主党熊本県連合代表 今泉克己氏
【発言要旨】

皆さん、こんにちは。社民党代表の今泉でございます。私はこの「敗戦の日行動」にあたり、改めて今一度、この敗戦の日の意義をしっかりと確認しておきたい、そんな思いでお話をさせていただきます。社会民主主義の立場から、原則的な話も含めて、今日の日の意義を皆さんとともにかみしめたいと思います。

一、ポツダム宣言と降伏文書が示す

歴史の意味

言うまでもなく、1945年8月に日本政府はポツダム宣言を受け入れ、9月2日には東京湾上の米戦艦ミズーリ号にて降伏文書に署名しました。私はこの二つの文書を単なる「敗戦の記録」としてではなく、戦後日本がどのような国をつくろうとしたのか、その原点を示す文書として捉え直す必要があると考えています。

ポツダム宣言には、軍国主義の排除、日本軍の武装解除、民主主義の復活・強化、そして言論・宗教・思想の自由と基本的人権の確立という極めて重要な事項が定められています。さらに第12項では、占領終了の条件として「日本国民の自由に表明された意思に従い、平和的で責任ある政府が成立すること」が明記されました。

「戦前の日本では治安維持法等により自由が奪われ、戦争に反対することすら困難でした。戦後日本が国民主権・基本的人権・平和主義へと舵を切った歴史の原点を忘れてはなりません。」

二、戦後民主主義は「押し付け」ではなく

日本社会自身の歩み

戦後の日本は1946年4月総選挙を経て同年11月に日本国憲法を公布し、翌年5月に施行しました。私たちの国は国民主権、基本的人権および平和主義を柱とする国家に変わりました。この戦後改革を担ったのは占領軍だけではなく、戦前から民主主義や労働者の権利、女性の権利、社会的平等を求めてきた日本社会の人々でした。



軍国主義の抑圧が取り除かれたことで、それらの声が再び現れ出たのです。戦後民主主義は単なる外国からの与えられたものではなく、日本社会が敗戦の苦痛を経験し、そこから新しい社会を立ち上げようとした主体的な歴史なのです。

三、社会民主主義が目指す

「政治的自由」と「社会的公正」

私たちが大切にするのは、単なる民主主義や平等だけではありません。「政治的自由」と「社会的公正」をともに実現することです。どれほど言論の自由があっても、貧困のために教育を受けられなければ本当の自由とは言えません。選挙権があっても、働く人が低賃金や不安定雇用に苦しみ政治に声を届ける余裕がなければ、民主主義は形骸化してしまいます。

だからこそ、私たちは民主主義とともに、社会保障、労働者の権利、教育、医療、福祉、そして人々の生活の安定を守らなければならないのです。

四、憲法9条と「真の安全保障」への決意

憲法第9条の戦争放棄は、敗戦の痛切な反省から生まれた日本社会の誓いです。世界で戦火が絶えない今だからこそ、「軍力を強めれば平和になる」という発想に依存してはなりません。外交、国際協力、貧困の克服、人権保障、そして対話によって紛争を防ぐことこそが真の安全保障です。

私たちが目指す平和とは、単に戦争がない状態ではなく、人間が戦争・貧困・差別から脅かされず、尊厳を持って生きられる社会です。戦後81年、民主主義をより豊かにし、平和を確かなものとして次世代へ引き継いでいきましょう。共に頑張っていきましょう。



集会会場で
平和のメッセージに
耳を傾ける村上市議

▲橋村副党首(右)、岩田県議(左)も
プラカードを掲げて平和を訴える

戦後民主主義は
単なる外国からの与えられたものではなく、
日本社会が敗戦により、
そこから新しい社会を立ち上げようとした
主体的な歴史なのです。



社民党熊本県連合代表

今泉克己